

雫石銀河ステーションの管理に関する基本協定書（案）

雫石町（以下「甲」という。）と ※指定管理者（以下「乙」という。）とは、雫石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年雫石町規則第23号。）第5条の規定により、次のとおり、雫石銀河ステーション（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本施設が公の施設としての公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本施設の管理が指定管理者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第6条 本施設の指定期間は、平成18年7月1日から平成22年3月31日までとする。

（会計区分等）

第7条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日（平成18年度においては7月1日から翌年3月31日）までとし、乙は、本業務に固有の金融口座を設け、その経理の状況を独立した帳簿に明確に記載し、本業務の経理を厳正に行わなければならない。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 雫石銀河ステーション設置条例（平成9年雫石町条例第2号。以下「施設条例」という。）第18条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の適正かつ有効な利用のための維持管理に関する業務
- (2) 本施設の利用時間を変更すること
- (3) 本施設を臨時に休館すること
- (4) 利用の許可および取り消し等の本施設の利用に関する業務
- (5) 利用料金の納入、減免及び還付に関する業務
- (6) 本施設の保守点検に関する業務
- (7) 本施設の美化清掃に関する業務
- (8) その他本施設の管理に関し、甲又は乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3の仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 不払い利用料の徴収義務
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) 第15条第1項に規定する管理施設の修繕業務

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、年度協定、甲の関係条例及び関係規則等並びに関係法令等のほか、募集要項、仕様書及び事業計画書等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項、仕様書及び事業計画書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、仕様書、事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。

(開業準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、前2項に定めるもののほか、指定開始日に先立ち、甲の許可を得て本業務を行うために必要な準備行為を行うことができるものとする。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の修繕等)

第15条 管理施設の改築、増築、移設（以下「改築等」という。）については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 乙が、自己の事情により本業務を実施するために管理施設の改築等施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、乙の責任と費用負担により実施することがものとする。ただし、乙は改築等をした部分についての権利を将来にわたり主張することはできないものとする。
- 3 管理施設の修繕については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 甲は、天災地変等の発生により、本施設を地域住民の避難場所又は援助物資の保管倉庫に使用するなど、緊急に必要なときは、乙に対して業務の変更等について協力要請することとし、乙は、誠実に協力要請に応じるものとする。

(情報公開)

第17条 乙は、本業務の遂行に伴い作成し、又は取得した文書であって乙が管理するものについて、開示請求がなされたときは、雫石町情報公開条例（平成12年雫石町条例第1号）第2条に規定する実施機関に協力しなければならない。

- 2 乙は、本業務の遂行に伴い作成し、又は取得した文書等及び保管に関し必要な事項を定め、適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第18条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び雫石町個人情報保護条例(平成12年雫石町条例第2号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙又は本施設の管理業務に従事する者(以下この項で「従事者」という。)は、管理事情の実施により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、若しくは本施設の管理業務を行わせることが取り消されたとき、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第19条 甲は、別紙2に示す備品等を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 甲は、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、前条に定めるもののほか、乙の任意により管理運営上必要な備品等を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとし、経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、乙の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第21条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、指定管理者指定申請書に添付した事業計画書及び収支計画書の内容を踏まえた次年度の事業計画書(収支計画書を含む。)を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、次年度の事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第22条 乙は、毎年度終了後、30日以内に、本業務に関する次の各項に示す事項を記載した業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) 管理施設の利用状況に関する事項
 - (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
 - (4) 自主事業の実施状況に関する事項
 - (5) その他甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第38条又は第40条に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、必要な調査を実施し、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。
- 4 乙は、第1項に定める事項のうち甲が別途指示する事項について、毎月10日までに前月の状況を甲に報告するものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第24条 甲は、前条による確認の結果、乙による業務実施状況が本協定及び仕様書等の甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第25条 甲は、本業務の実施に要する費用として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 乙は、支払い予定月の10日までに、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第26条 甲又は乙は、指定期間中に制度改正及び物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第27条 乙は、施設条例第12条の規定により、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第28条 利用料金は、乙が、施設条例別表に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第31条 甲は、本施設について財団法人全国自治協会建物災害共済及び全国町村会総合賠償補償保険を付保するものとする。

2 乙は、管理業務の実施に当たり、損害賠償にかかる自己の負担に備えるため、自己の責任と判断及び費用により、施設賠償責任保険、第三者賠償保険等の保険を付保するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければ

ばならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第34条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 乙は、指定管理者としての指定の期間が満了し、指定管理者としての管理を終了するときは、甲又は甲が指定する者に対し、乙の費用において本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第36条 乙は、指定管理者としての指定の期間が満了し、指定管理者としての管理を終了するときは、乙の費用において速やかに管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が指定する状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第37条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

- (2) 乙が、乙の費用により購入した備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第38条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項及び雫石町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年雫石町条例第2号）第7条第1項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 倒産又は解散したとき。
 - (2) 財務状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難であると認められるとき。
 - (3) 本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。
 - (4) 地方自治法の規定による監査を拒否し、又は妨害したと認められるとき。
 - (5) 個人情報保護の取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。
 - (6) 関係法令、関係条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められるとき。
 - (7) 違法行為があった場合等指定管理者として本業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される時。
 - (8) その他指定管理者として本業務を行わせておくことが適当でないとき。
- 2 第1項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した指定管理料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。ただし、協定期間の中途において指定の取消しをしたときは、指定管理料を日割り計算の方法により減額する。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第39条 乙は、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対し必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、本業務の継続について甲乙が協議するものとする。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合は、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
 - (1) 甲が本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。
 - (2) 甲が関係法令、関係条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められるとき。
 - (3) その他甲の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが困難と認められる

とき。

5 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定終了時の取扱い)

第41条 第35条から第37条までの規定は、第38条又は第40条の規定による指定の取消しについて準用する。ただし、甲乙双方の協議により合意した事項についてはその限りでない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第42条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(本業務の範囲外の業務)

第43条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合には、その内容について事前に甲の承諾を受けて行うものとし、必要がある場合には事業の実施に関し甲乙双方により協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第44条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申請、報告、承認、指示、命令及び取消しは、本協定及び関係法令、関係条例又は規則等に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この協定に関する金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

(協定の変更)

第45条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解 釈)

第46条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第47条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第48条 本契約に関する紛争は、盛岡地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年〇月〇日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫石町

雫石町長 中屋 敷 十

乙

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、雫石銀河ステーション指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、仕様書に定める業務基準の範囲内で、乙が自己の責任と費用において実施する業務で、利用料金以外の入場料その他の料金を利用者から徴収し、又は物販の売上金を得ることを目的として行われるイベント、物販その他の事業のことをいう。
- (5) 「事業計画書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- (6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雪雨、土砂崩壊、雪崩等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (9) 「募集要項」とは、雫石銀河ステーション指定管理者募集要項のことをいう。
- (10) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (11) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設

- ・ 雫石銀河ステーション
- ・ その他付帯施設
- ・ 次表に掲げる本施設の付属の設備

※別添仕様書に定める施設・設備の管理に関する業務内容のとおり

(2) 管理物品

1) 備品等

※別添仕様書のとおり

別紙3

雫石銀河ステーション仕様書

※別添仕様書のとおり。

雫石銀河ステーションの管理に関する年度協定書（案）

雫石町（以下「甲」という。）と ※指定管理者（以下「乙」という。）とは、雫石銀河ステーション（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した雫石銀河ステーションの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（平成18年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成18年度の業務内容は、基本協定書及び仕様書等に定めるとおりであることを確認する。

（平成18年度の指定管理料）

第3条 甲は、本業務の実施に要する費用として、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとし、毎月、乙による請求書を受領してから30日以内に乙の指定する金融口座に振り込むものとする。

2 乙は、支払い予定月の10日までに、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとし、甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年〇月〇日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 中屋敷 十

乙